

そうごうふくしふかい だい かい 総合福祉部会 第15回
H23.6.23 さんこうしりょう 3 参考資料 3
やまもといいんていしゅつしりょう 山本委員提出資料

かくりしゅうよう しせつにゆうしょ せいしんびょういん びょういんにゆういんちゅう しょうがいしゃ
 隔離収容されてきた施設入所および精神病院・病院入院中の障害者の
 きほんてきじんけんふっけん かん じぎょうとくべつそちほうやまもとしんりしあん
 基本的人権復権に関する事業特別措置法山本眞理私案

ねん がつ にち
 2011年6月23日

もくてき 目的

だいいちじょう 第一条

この法律は基本的人権の共有をすべての人に保障する日本国憲法の
 りねん しょうがいしゃきほんほう りねん こくさく せつつ せいしん
 理念および障害者基本法の理念にのっとり、国策により、施設および精神
 びょういん びょういん ながねんかくりしゅうよう しょうがいしゃ きほんてきじんけんふっけん
 病院・病院に長年隔離収容されてきた障害者の基本的人権復権および、
 ちいきしゃかい せいかつさいけん もくてき くに ちほうこうきょうだんたい きょうりょく
 地域社会での生活再建を目的とした、国および地方公共団体が協力して
 おこな ひかくりしゅうようしゃ きほんてきじんけん ふっけんじぎょう もくひょう あまき
 行う、被隔離収容者の基本的人権の復権事業の目標を明らかにするととも
 に、その目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、被隔離
 しゅうようしゃ ようきゅう もと きほんてきじんけん ふっけん ちいきしゃかい せいかつ
 収容者の要求に基づいて基本的人権の復権および地域社会での生活
 さいけん ひと かんぜん しゃかいさんか かくほ もくてき
 再建および人としての完全な社会参加の確保を目的とする

たいしょうしゃ ていぎ 対象者の定義

だいにじょう 第二条

この法の対象者は障害者基本法の定める障害者であつて、障害者総合
 ほう たいしょうしゃ しょうがいしゃきほんほう さだ しょうがいしゃ しょうがいしゃそうごう
 福祉法（旧法による施設も含む）および医療法に定める施設および病院に
 ふくしほう きゅうほう しせつ ふく いりょうほう さだ しせつ びょういん
 にゆうしよにゆういん しょうがいしゃ
 入所入院しているすべての障害者

かくりしゅうよう しせつにゆうしょ せいしんびょういん びょういんにゆういんちゅう しょうがいしゃ
 隔離収容されてきた施設入所および精神病院・病院入院中の障害者の
 きほんてきじんけんふっけん かん じぎょう
 基本的人権復権に関する事業

だいさんじょう 第三条

この法律において、「隔離収容されてきた施設入所および精神病院・病院
 ほうりつ かくりしゅうよう しせつにゆうしょ せいしんびょういん びょういん
 入院中の障害者の基本的人権復権に関する事業」とは、第七条に掲げ
 にゆういんちゅう しょうがいしゃ きほんてきじんけんふっけん かん じぎょう だいちじょう かけ
 る事項を実施する事業をいう
 じこう じつし じぎょう

こくみん せきむ 国民の責務

だいよんじょう 第四条

すべての人は、隔離収容されてきた施設入所および精神病院・病院に入院中の障害者の基本的人権復権に関する事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、隔離収容されてきた施設入所および精神病院・病院入院中の障害者の基本的人権復権に関する事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない

くに ちほうきょうだんたい せきむ 国および地方協団体の責務

だいがじょう 第五条

国および地方公共団体は隔離収容されてきた施設入所および精神病院・病院入院中の障害者の基本的人権復権に関する事業を5年以内に迅速かつ計画的に推進しなければならない

隔離収容されてきた施設入所および精神病院・病院入院中の障害者の基本的人権復権に関する事業の目標

だいろくじょう 第六条

隔離収容されてきた施設入所および精神病院・病院入院中の障害者の基本的人権復権に関する事業の目標は、被隔離収容者の基本的人権の回復、地域社会での生活再建、完全な社会参加の実現であり、これを阻むあらゆる要因の解消にある

くに せきむ 国の責務

だいちじょう 第七条

5年間で、長期の入所者および入院者を0とするため以下の事業を行う。とりわけ5年以内に入所期間および入院期間5年以上の収容者入院者を0とするため以下事業を行う

1 権利擁護者組織の設置と施設および病院への訪問活動と入所者および入院者との継続的面会および委任契約の確保のための措置を行う

ア 権利擁護者組織は人権活動および障害者運動を担っている非政府機関とりわけ障害者団体（会員の3分の2以上が障害者でありかつ理事会等運営機関の4分の3以上が障害者である組織）を国および地方公共団体が指定する。なお人権活動団体については福祉専門職および医療専門職が参加していない団体を指定する

イ 権利擁護者組織において権利擁護者として活動するものは障害者団体（上記の定義に基づく）の研修を受けることを義務とする

ウ 権利擁護者組織は国および地方公共団体およびあらゆる福祉専門職団体および医療機関から独立することを確保する

2 国および地方公共団体は公営住宅をこの法の対象者の住宅の確保については以下を行わなければならない

ア 障害者が利用できる公営住宅の保障および民間住宅の借り上げを行い、この法対象者に提供する

イ まかないつきの居住権のある共同住宅を適切に確保する

ロ 世話人つき居住権のある共同住宅を適切に確保する

ハ 民間住宅入居を希望する法対象者に対して緊急連絡先を確保すること

3 この法の対象者について以下介護制度を確保すること

ア 入所中入院中から障害者総合福祉法のもとの個別介護給付を受けられる

イ 入所中入院中の特別の要求を満たす介護保障をする

4 この法の対象者とりわけ1年以上の入所者入院者については地域生活再建のための活動費として、1年ごとに月1万円の給付を本人に直接行う。

5 この事業にかかる費用の一部については医療保険より拠出する